

令和2年度 第1回 近畿中部防衛局入札監視委員会審議概要

近畿中部防衛局

| | |
|---------|---|
| 開催日及び場所 | 令和2年6月8日～令和2年8月13日 書類回議 |
| 委員 | 小原 正敏 (弁護士) 細田 尚 (大学院教授) 北岡 慎太郎 (公認会計士) 滝 明良 (元公正取引委員会職員) 奥 和義 (大学教授) |

I 地方防衛局等が発注する建設工事等に関する審議

| | |
|--------|--------------------------|
| 審議対象期間 | 平成31年10月1日～令和2年3月31日 |
| 審議対象件数 | 近畿中部防衛局 37件 東海防衛支局 0件 |

1. 入札状況について（入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について）

| | | | |
|---------------------------|---|---|----|
| 抽出件数 | 5件 | (審議概要) 入札等の状況について | |
| 建設工事 | 一般競争 | | 0件 |
| | 一般競争(政府調達協定対象外) | | 3件 |
| | 公募型指名競争 | | 0件 |
| | 企画競争 | | 0件 |
| | 随意契約 | | 0件 |
| 建設コンサルタント業務等 | 2件 | | |
| ○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等 | 意見・質問 【抽出案件】 【近畿中部防衛局】 ○建設工事 一般競争(政府調達協定対象外) [千僧(1)ボイラー室新設等機械その他工事] 「千僧(1)ボイラー室新設等機械その他工事」および「千僧(1)ボイラー室新設等建築その他工事」は合算で発注できないのか。 | 回答 設備工事に建築工事を含めた工事とした場合は、建築業者を下請けとしなければならない、下請者との工事費に係る協議に手間がかかり、また下請者の積算が、当局の積算と乖離がある場合が多く、不調・不成立の可能性が高くなる。 特に今回のように、ある程度規模の大きな建築工事を設備工事を含めて発注した場合は、入札参加者が少なくなり、不参加となることも考えられる。 また、建築工事にある程度の規模の設備工事を含めた場合も同様である。 よって、当該工事に他業種を含める場合はそれぞれの規模を勘案して決定している。 | |

| | 意見・質問 | 回答 |
|--------------------------------------|---|--|
| <p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p> | <p>追加資料提出辞退・施工体制ヒアリング辞退を行った者が3者あるが、辞退の理由はどのようなものか。</p> <p>落札業者の評価点の「企業の能力」において、同社は高い評価を得ているが、同社のどのような点を高く評価されたのか。</p> <p>施工体制評価点をみると実績点（企業、技術者）の差で落札者が決定している。 このような状況を業者が認識し会社の業務向上に励んでもらえるような入札結果の公表は行われているのか。</p> <p>○建設工事 一般競争（政府調達協定対象外） 【千僧（1）ボイラー室新設等建築その他工事】</p> <p>1者応札の要因としてどのようなことが考えられるか。</p> <p>入札参加者が1者のみの場合、評価点（加算点および施工体制評価点）が0点の場合落札候補者から除外されるものではないのか。</p> <p>B等級であることが参加資格になっているが、B等級以上としない理由として地域の業者育成という意図があるのか。</p> <p>落札者の過去の工事成績評定点は必ずしも高くないように思われるが、建築工事の平均点は何点程度なのか。 また、落札者の施工能力評価点が低い理由はなにか。</p> | <p>ヒアリングの実施により施工体制評価点が減点となる事例が多く、落札の可能性が低下する中での追加資料の作成及びヒアリングが負担と感じたためと思われる。</p> <p>過去の実績の工事成績評定において複数の高い評価を受けており、また、複数の表彰等の実績もあり高評価の要因となっている。</p> <p>入札・契約状況調書とともに、評価点の内訳は公表しているが、申請書等評価結果整理表については公表していない。</p> <p>入札公告資料をダウンロードした企業8者や同地区で過去に実績のある企業数者に聞き取りを行ったところ、 ①4/四半期の発注であったため、本件工事より前に受注した工事に技術者を配置したことから、今回は技術者を確保することが出来なかった。 ②工事の内容・規模から、希望の採算を見込めないと判断したことから今回は参加を見送った。 との回答であり、施工に必要な資格を有する技術者の不足が大きな要因と考えられる。</p> <p>施工体制審査によって施工体制点及び評価点が0点まで減点され、標準点のみとなっても、評価値が評価基準値を下回らない限りは落札候補者となる。</p> <p>本工事は概算価格3億円以下であり、業者格付けをB等級とした。 また、過去同地区でB等級の業者を指定した建築工事においても、5者以上の応募があったため、今回の応募要件でも、上位の等級まで拡げることとはしなかった。</p> <p>昨年度の当局において完成した工事の施工実績の実績として、建築一式工事B等級が6件あり、最低点が76点、最高点が82点、平均点は78点であった。 建築一式工事B等級の工事では、</p> |

| | 意見・質問 | 回答 |
|--------------------------------------|--|---|
| <p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p> | <p>○建設コンサルタント業務等 一般競争（政府調達協定対象外） 【小松（1）格納庫改修等設備工事監理業務】</p> <p>総合評価落札方式における逆転の事例であるが、技術評価点のうち、技術提案で他とかなりの差をつけているが、落札者のどのような着眼点が評価されたのか。</p> <p>○建設コンサルタント業務等 一般競争（政府調達協定対象外） 【大津（1補）隊舎新設等建築設計】</p> <p>落札者の「技術評価点」は、他の業者に比べ「業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他」の項目において、高い評価を受けているが、どのような点を評価されたのか。</p> | <p>概ね75点以上の施工成績を有していると思われる。</p> <p>ご質問の、当該落札者の施工能力評価点が低かった理由は、企業の実績及び配置予定技術者の経験に対する評価項目において、国及び地方自治体等の実績など、評価対象となる実績がなかったためである。</p> <p>「業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他」の評価としては、①業務の実施方針となる目的・内容及び与条件の理解度の高さ、②業務目的等を踏まえた検討項目及び成果品に対する着眼点に具体性があるか、③業務実施手順を示す実施フローの妥当性の高さ、④業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性の高さ、⑤有効な代替案、重要事項の指摘内容について、その優位性を5者で各々5段階評価をしている。</p> <p>落札者は、業務目的等を踏まえた検討項目に対する着眼点において、業務対象施設に関しての具体的な指摘があること、また、業務実施手順の実施フローにおいても関係部署との調整や社内の支援体制について必要十分な記載があること、さらに、業務対象施設周辺状況に応じた具体的な重要事項などが明記されており、これらを高く評価した。</p> <p>業務理解度、有益な代替案、工程計画の妥当性、重要事項の指摘といった内容で評価している。</p> <p>今回の落札者の技術提案において他者より技術評価が優れていた点は、以下となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務理解度（実施方針等）について、当該施設の設計における与条件に関して、設計対象地区の敷地条件及び地質状況等を十分に把握していたこと ・業務理解度（検討項目着眼点）について、当該施設の用途・運用を十分に把握したうえでの詳細な検討項目が記載されているとともに、琵琶湖周辺であることを踏まえ、景観に対する配慮事項が記載 |

| | 意見・質問 | 回答 |
|--------------------------------------|---|--|
| <p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p> | <p>参加が17者と多者応募となった理由はあるのか。</p> <p>○建設工事 一般競争（政府調達協定対象外） 【近畿中部防衛局照明器具改修工事】</p> <p>一般競争入札の価格競争となったのは、工事内容が特殊な工事ではないためなのか。</p> <p>2倍近く契約額を変更する場合、入札をし直さないのか。</p> <p>変更の経緯はどのようなものか。</p> <p>予定価格に対してかなり低く落札しているが、施工に問題はないのか。</p> | <p>されていたこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務量の把握状況を示す工程計画について、業務量を適切に反映した工程計画であり、更に30%・60%・90%の設計段階における具体的な成果物の目標が記載されていたこと ・有益な代替案、重要事項の指摘について、当該施設が、市街地水辺景観地区に指定されていることを踏まえ、申請に係る調整事項及び環境に対する配慮事項が記載されていたこと <p>本業務の設計対象である隊舎は、民間における寄宿舎などの設計と類似しており、寄宿舎などの業務実績を有する企業であれば、当省の実績で成績を有する企業と同等の業務の品質を確保することができると考えられる。</p> <p>そこで、国の受注実績の少ない企業においても入札参加の機会拡大を図ることで競争性を更に高めることを目的とした「競争参加向上型」を適用し、業務成績の評価を除外したことが多数の者が参加した要因と考えられる。</p> <p>特殊な工事ではないこと、技術的関与の少ない工事であったことから一般競争入札の価格競争で行った。</p> <p>変更契約の時期が年度末で工期がないこと、施工内容が同一であること等により総合的に判断した。</p> <p>当初計画では同一フロア全てを施工する予定であったが、積算したところ予算額を超過したため、予算の範囲内で施工箇所を縮小し入札公告を行った。</p> <p>入札の結果、入札残が生じたため当初計画に基づき、同一フロア全てを施工した。</p> <p>完成検査は受注者立会いの下、検査官が各部屋ごとに確実な検査を行い、その結果施工に問題はなかった。</p> |

| 2. 談合疑義案件の処理状況について | | | |
|---------------------------|---------------------------------|-------|--------------|
| 談合疑義案件 | | 0件 | (審議概要) なし |
| 工 事 | 談合情報 | 0件 | |
| | 点検結果疑義 | 0件 | |
| 業 務 | 談合情報 | 0件 | |
| | 点検結果疑義 | 0件 | |
| | | 意見・質問 | 回 答 |
| ○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等 | | なし | なし |
| 委員会による意見の具申又は勧告の内容 | | なし | |
| 3. 入札結果の事後的・統計的分析結果について | | | |
| 審議概要 | 順位傾向の分析、落札率・応札率の分析等を行った資料を委員に配布 | | |
| | | 意見・質問 | 回 答 |
| ○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等 | | なし | なし |
| 委員会による意見の具申又は勧告の内容 | | なし | |
| 4. 再苦情処理（再説明請求回答） | | | |
| 該当事案なし | | | |

令和2年度 第1回 入札監視委員会審議概要

近畿中部防衛局

| | |
|---------|---|
| 開催日及び場所 | 令和2年6月8日～令和2年8月13日 書類回議 |
| 委員 | 小原 正敏 (弁護士) 細田 尚 (大学院教授) 北岡 慎太郎 (公認会計士) 滝 明良 (元公正取引委員会職員) 奥 和義 (大学教授) |

II 契約実施機関が締結する契約（地方防衛局等が発注する建設工事等を除く。）に関する審議

| | |
|--------|--|
| 審議対象期間 | 平成31年4月1日 ～ 令和2年3月31日 |
| 審議対象件数 | 防衛装備庁岐阜試験場 248件 近畿中部防衛局 137件 東海防衛支局 122件 |

1. 入札状況について（入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について）

| | | |
|---------|----|---------------------|
| 抽出件数 | 8件 | (審議概要) 入札の状況について |
| 一般競争 | 4件 | |
| 公募型指名競争 | 0件 | |
| 企画競争 | 0件 | |
| 随意契約 | 4件 | |

| | | |
|-------------------------------|---|--|
| ○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等 | 意見・質問 | 回答 |
| | <p>【抽出案件】 【防衛装備庁岐阜試験場】 ○一般競争 【データの電子化作業】 なぜ1者応札なのか。</p> <p>落札者は見積書では高額であったが、なぜ、入札時は安くなったのか。</p> <p>参考見積では、落札者の価格は、入札に参加しようとしていたもう1者より高額を提示していたようだが、契約額は予定価格を約120万円下回っている。落札者の応札時、入札書には価格はどのように記載されていたのか。</p> <p>価格比較表をみると記録媒体の電子化については落札者の方が安く、16mmフィルムの電子化についてはもう1者の入札参加予定業者</p> | <p>郵便で入札に参加しようとした者が1者いたが、入札書が提出期限までに届かなかったため1者応札となった。入札書は開札後に届いた。</p> <p>本案件がまとまった数量かつ一括納品であったため、社内管理がしやすく通常価格よりも割引出来たため、入札価格は低くなったと思われる。</p> <p>入札書には内訳書の添付はなかったが、後日落札者に確認したところ、約3割程度割引し入札したとのことである。</p> <p>各社がそれぞれ設定する規定料金によると考える。強み、得意とするところは会社によって違うと思うので、それが設定料金に表れ</p> |

| | 意見・質問 | 回答 |
|--------------------------------------|---|---|
| <p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p> | <p>の方が安くなっているが、役務においてこの差が生じる理由はなにか。</p> <p>○随意契約 [試験計測用航空機用表示装置搭載部品] なぜ1者応募なのか。</p> <p>2札目で落札しているが、なぜ落札率が100%なのか。円単位まで一致するのは不自然ではないか。</p> <p>算定要領に、「定価証明書より定価を確認し、参考契約の査定率を計上のうえ、予定価格とした。」とあるが、参考契約の査定率とはなにか。</p> <p>参考契約の査定率をレス率とする理由はなにか。</p> <p>落札者の発行している定価証明書により予定価格を算出しているが、1札目の応札金額が予定価格よりかなり高い理由はなにか。</p> <p>本件のように履行可能な者が実質1者のみと考えられる場合、定価が意味を持つのか。 定価自体のチェックをどうするのか考えておく必要があるのではないか。</p> <p>○随意契約 [新多用途ヘリコプターの性能確認試験（飛行試験）のための技術支援（その2）] 常続的公示理由に、「当該契約を履行できる者が1者に限られる」とあるが、現実的にも1者しかいないのか。</p> | <p>るのだと思われる。</p> <p>試験用航空機及び表示装置本体は落札者による製造品であるため、品質保証を確保できる会社は落札者のみと思われたが、応募してきた会社も落札者だけだった。</p> <p>予定価格が、定価に切りのいいレス率（過去実績から算出した割引率）をかけたものであるため、一致したと考えられる。</p> <p>参考契約の査定率とは、令和元年8月5日に同じ会社と契約した同種案件の、見積価格と落札金額の比率のことである。</p> <p>本案件には市場価格がないので、過去の実績があるのであれば、その実績率を使って算定することになる。</p> <p>1札目は定価での入札であったため、予定価格よりも高くなっている。</p> <p>落札者が定めている定価はカタログ価格であり、民間へ販売される場合にも適用されている。定価かどうかは会社からの証明書をもって確認するようにしている。会社が提示する価格が定価であると確認できるのであればその金額を上限として購入することは問題ないと考えられる。</p> <p>落札者に確認したが、民間にも定価から同様のレス率で販売しているとのことであるので、岐阜試験場が購入している価格についても妥当であると判断できると考える。</p> <p>新多用途ヘリコプターは落札者とともに開発したものであり、本契約が履行可能な会社は1者しかいない。</p> |

| | 意見・質問 | 回答 |
|--------------------------------------|--|---|
| <p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p> | <p>予定価格の技術費について、算定調書に「要求元より説明を受けた」とあるが、ここに記載のある経費率や時間単価や人時数は、落札者でも分かるものなのか。例えば、公表されているものなのか、あるいは、落札者において、過去の実績からある程度、推測できるものなのか。</p> <p>契約金額が後に変更されているが、この原因・理由はどのようなことか。当初、予見できなかったものなのか。</p> <p>本契約・変更ともに多数回の札入れが行われていますが、理由はなにか。よりすっきりとした方式はないのか。</p> <p>○随意契約 [NUT他27品目] 公募理由に、「本件を履行できる者は1者しかないと思われる」とあるが、現実的にも1者なのか。</p> <p>1札目の入札で落札しているが、なぜ、落札率が100%なのか。円単位まで一致するのは不自然ではないか。</p> <p>算定要領に、「参考契約を参考にして予定価格を算定した。」とあるがこの参考契約とはなにか。</p> <p>過去の実績を予定価格とする理由は何か。例えば、過去の実績率より下げて算定することは考えられないのか。</p> <p>応募できる者が、本件に関しては落札者に限られる場合、定価価格の妥当性をどのように検討されているのか。</p> <p>本件のように当初から独占状態になることが自明の場合、本体発注のときに製品の廃棄までのライフサイクルを見通した契約方式を提案することはできないのか。</p> <p>本件は米国の言い値で湯水のように税金を浪費しないために大変</p> | <p>経費率は官側で作成している経費率算定調書による数字であるため、落札者では分からない。その他の数字については仕様書に明記されているので、落札者も把握していると思われる。</p> <p>試験中のトラブル等を要因とした試験日程変更、工数変更に伴う変更契約であり、予見することは不可能だった。</p> <p>応札する側はなるべく高い価格で落札したいと考えるため、下げ幅を小さくして何度も札を入れることがある。</p> <p>新多用途ヘリコプターはS社と落札者が共同で開発した民航機をベースに開発したものであり、飛行安全・品質保証を確保できる会社は落札者のみと思われたが、応募してきた会社も1者のみだった。</p> <p>過去の実績を予定価格として採用したため、落札率が100%となった。</p> <p>参考契約とは、平成30年11月20日に落札者と契約した同種の売買契約である。</p> <p>市場価格がなく過去の実績がある場合は、その実績率を使って算定することになる。</p> <p>落札者が作成した「価格証明書」をもって妥当と判断している。</p> <p>機体本体の開発発注の段階では本庁調達事業部にて契約を行っており、岐阜試験場においては試験によって不足した補用品だけを購入しているので、開発・試験が終わるまでのライフサイクルを見通した契約方式は、現状、岐阜試験場では提案できない。</p> <p>対応可能業者が1者である場合、その業者が提示する価格をべ</p> |

| | 意見・質問 | 回答 |
|--------------------------------------|---|---|
| <p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p> | <p>重要な事項であると考えている。 末端機関の担当者として現状に対してどのような疑問を持ち、どのような改善案を考えているのか。</p> <p>○一般競争 [先進技術実証機の物品の廃棄（その1）] 2 札目の入札時に、落札者以外、5 社も辞退した理由はなにか。 逆に、落札者が1,000,000円も下げて、2 札目の入札をした理由は何だと考えられるか。</p> <p>予定価格設定に関して、費用項目ごとに参考見積の価格との比較が行われているが、その中で運搬費における調査価格、人件費における市場価格、買取費における市場価格とは、それぞれどのようにして算出したものか。</p> <p>○随意契約 [VALVE ASSY他23品目] 公募理由に、「本件を履行できる者は1者しかないと思われる」とあるが、現実的にも1者なのか。</p> <p>2 札目の入札で落札しているが、なぜ、落札率が100%なのか。</p> | <p>ースとして購入せざるを得ないと考えている。そして、その価格について、それが定価であると確認できるのであればその金額を上限として購入することは問題ないとも考えている。</p> <p>ただ、委員がおっしゃるように、機体発注段階で部品供給についても一括で契約できれば価格を抑えられることも考えられ、また、落札価格よりもさらに低い価格で購入できるかを検証してみることも可能であるので、同様の部品購入の機会があれば今までの算定方法を改め、更なる査定率を加味して算定してみる。</p> <p>そして、「当初から独占状態になることが自明の場合、本体発注のときに製品の廃棄までのライフサイクルを見通した契約方式を提案することはできないのか」という委員の御指摘については、本庁へ上申することを検討している。</p> <p>辞退した会社に確認したところ、1 札目に応札できる最低価格で入札しており、2 札目でさらに入札価格を下げるができなかったため辞退した。</p> <p>いかなる価格で応じられるかは会社ごとに違うはずであり、それは資金力・営業力等によって決まってくると思われるが、その差が入札金額に表れたと考えている。</p> <p>運搬費は防衛装備庁と輸送役務契約を締結している会社の単価、人件費は公共工事設計労務単価、買取費はインターネットで公開されている会社の単価を採用している。</p> <p>試験用航空機のエンジンはH社製であるため、H社製の製品を日本国内で取り扱える会社は落札者のみと思われたが、応募してきた会社も落札者だけだった。</p> <p>予定価格が定価から切りのいいレズ率を採用していたからだと考えられる。</p> |

| | 意見・質問 | 回答 |
|--------------------------------------|--|---|
| <p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p> | <p>算定要領に、「定価証明書の金額に参考契約の査定率を適用のうえ、予定価格とした。」とあるが、参考契約の査定率とはなにか。</p> <p>【近畿中部防衛局】 ○一般競争契約 [交通誘導及び巡回警備業務（平成31年度）] 業務概要を見る限り、特殊な業務ではないように思えるが、なぜ1者応札なのか。</p> <p>本件は平成26年9月以降実施されているようであるが、入札参加者数、受注業者は変遷しているのか。 また、受注価格の傾向はどうか。</p> <p>参考見積りと契約金額における直接人件費は、それぞれ同じ前提で算定されたものという理解でよいか。 調査基準価格とどのような関係になるか。</p> <p>本件の実施に至った経緯如何。</p> <p>巡回警備の業務内容・範囲、実質的な効果如何。</p> | <p>平成30年11月13日に同社と同種案件を契約した際の見積価格と落札価格の比率を査定率としている。</p> <p>本件は仕様書上、特殊な要件を課しているものではない。 1者応札となった理由については、市の中心地から遠く離れた地域での業務であること、深夜の巡回も含めた勤務体制が必要となることから、人材の確保が難しいという面があるのかもしれない。 そのため、人材に比較的余裕があると思われる都市部の大企業も参加できるよう、競争参加資格を防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）におけるC等級以上と広く設定している。</p> <p>26～27年度は複数者の応札があった。28～29年度は、複数者が関心を示したものの、最終的には落札者以外は入札を辞退した。30～31年度は1者応札となっている。26～28年度の受注業者と29～31年度の受注業者は異なっている。 受注価格（税抜）は、年間約1,600～1,800万円で推移しており、30年度は17,158,300円、31年度は16,838,200円である。</p> <p>仕様書において諸条件を指定しているのも、同じ前提で算定されたものと理解している。 調査基準価格は予定価格の60%に設定している。</p> <p>経ヶ岬通信所は、近畿地区に初めて新設された米軍施設であり、地域の自治体や住民は米軍の存在に馴染みがなく、受入れ調整の過程で本件の実施を要望されたため、当局としては地域住民の安全・安心の確保及び同通信所の安定的運用の実現を図る観点から、実施することとしたものである。</p> <p>青色パトライトを装備した車両により、通信所周辺から市街地にかけて、午前、夕方及び深夜の1日3回、巡回を実施している。 通信所発足以降、米軍人等による犯罪事件や近傍の小学校児童に対する事故は発生しておらず、地</p> |

| | 意見・質問 | 回答 |
|--------------------------------------|--|---|
| <p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p> | <p>○一般競争契約 【経ヶ岬通信所周辺地域における交通誘導警備業務（平成31年4月～6月分）】</p> <p>本件は「交通誘導及び巡回警備業務（平成31年度）」の一部のように思えるが、なぜ、両件を分けているのか。</p> <p>1年間と3ヶ月という業務期間の違いはあるが、本件は「交通誘導及び巡回警備業務（平成31年度）」の期間の範囲内なので、一本の契約の中で実施可能ではないか。</p> <p>しかも、「交通誘導及び巡回警備業務（平成31年度）」の落札者が本件にも入札参加しており（結果、他者が落札）、本件を「交通誘導及び巡回警備業務（平成31年度）」の一部とした方が、両件の落札金額合計が割安になったとは考えられないか。</p> <p>本件と「交通誘導及び巡回警備業務（平成31年度）」では直接人件費の算定方法に相違が見られるが、理由如何。</p> <p>本件の実施に至った経緯如何。</p> <p>交通誘導の業務内容・範囲、実質的な効果如何。</p> | <p>域住民の安全・安心の確保に一定の効果を発揮しているものと考えている。</p> <p>「交通誘導及び巡回警備業務（平成31年度）」は、米軍人等の通勤時や居住地周辺における事故等の発生を防ぐため、近傍小学校の通学時間帯に合わせて児童の交通誘導を行い、また、通信所周辺から市街地までを車両により巡回警備するものである。</p> <p>他方、本件は、米軍による施設整備が行われている期間、工事関係車両による事故を防ぐため、日中、近傍の狭隘なカーブに交通誘導員を固定的に配置するものである。</p> <p>したがって、両件は業務目的が根本的に異なっており、また、本件は四半期毎に工事の進捗状況を確認しながら実施しているため、業務期間も異なっている。</p> <p>「交通誘導及び巡回警備業務（平成31年度）」は、巡回警備が中心業務となるため、国交省が定める建築保全業務労務単価上の「警備員」の単価を採用しており、深夜・休日を含めた勤務を前提とした勤務時間・日数に基づいて算定している。</p> <p>他方、本件は、国道における車両の交通誘導が中心業務となるため、国交省が定める公共工事設計労務単価上の「交通誘導警備員」の単価を採用しており、平日日中の勤務を前提とした勤務時間・日数に基づいて算定している。</p> <p>経ヶ岬通信所においては、平成30年4月から生活関連の施設整備が開始され大型車両の往来が増加することとなり、地元から工事関係車両による交通事故防止に資するとして本件の実施要望があったため、当局としては地域住民の安全・安心の確保及び同通信所の安定的運用の実現を図る観点から、実施することとしたものである。</p> <p>通信所近傍の狭隘なカーブの2箇所交通誘導員を配置し、大型車両が通行する際は片側通行とするなどの誘導を実施している。</p> |

| | 意見・質問 | 回答 |
|--|-------------|---|
| <p>○委員からの 意見・質問</p> <p>○それに対する 回答等</p> | | <p>これまで当該カーブ付近において工事関係車両による事故は発生しておらず、地域住民の安全・安心の確保に一定の効果を発揮しているものと考えている。</p> |
| <p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p> | <p>特になし</p> | |